

第4章 計画の推進

1. 計画の推進

計画の目標達成のためには、市民一人ひとりの実践が基本となりますが、行政や関係団体などが一体となって支援する環境づくりが重要です。

そのために、行政機関をはじめ、関係機関、関係団体等とより一層の連携を図ります。

◆情報の提供と健康意識の啓発

目標を達成するためには、市民一人ひとりが必要な情報を得ることができ、自らが主体的に実践していくことが基本となります。そのために、広報誌やホームページ・イベント等を通じて、計画の趣旨や内容について積極的に周知を図ります。



◆健康づくり活動の支援

これからの健康づくりの推進には、行政と市民や関係団体等との協働が重要であり、地域活動を推進するための人材の育成が必要です。

既存の組織の自主的な活動の中で健康づくり運動を推進し、直接または間接に健康づくり活動を支え、地域へ普及するよう支援します。

また、地域での健康づくりを行うリーダーの育成や、新たな健康づくり活動グループの支援をしていきます。



2. 計画の推進体制

◆庁内での連携の推進

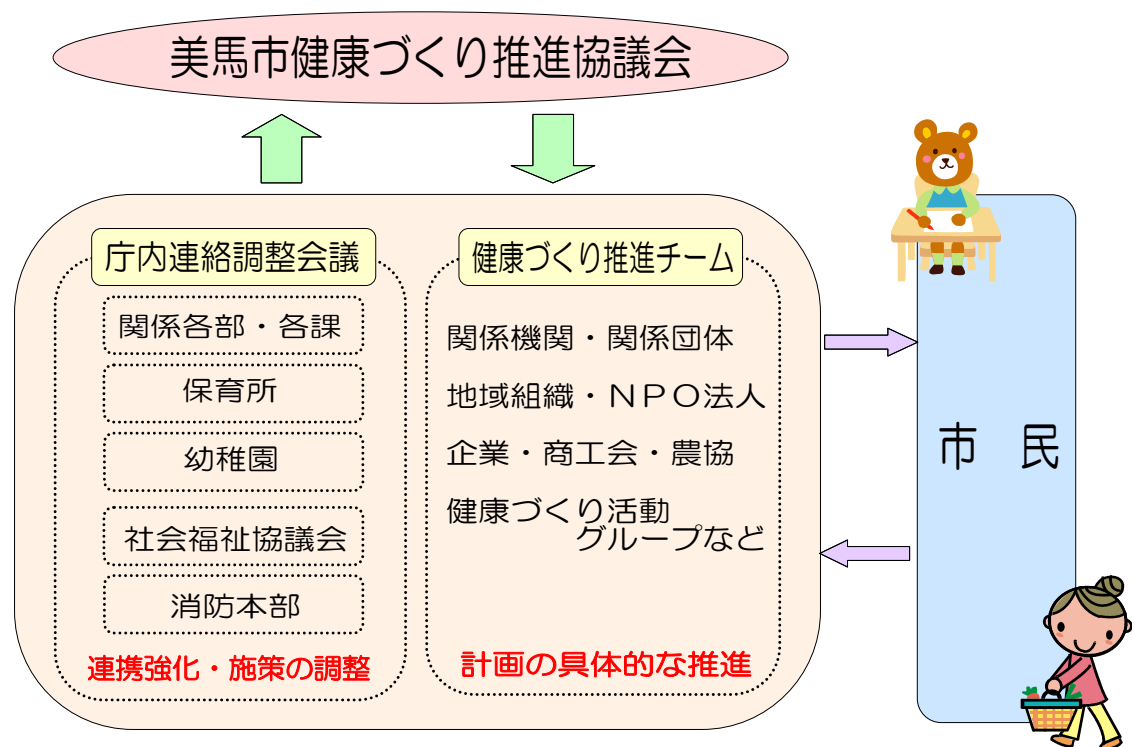
計画に基づく効果的な施策の展開を図るため、職員作業部会を母体とした**庁内連絡調整会議**を持ち、関係部局と情報の共有、連携を強化し、施策の調整や評価を行っています。

◆市民・関係機関との連携の推進

市民や関係団体などが、計画の実践、推進に向けてより一層の連携を図るため、市民ワークショップを母体とした**健康づくり推進チーム**を組み、より具体的な計画の推進に取り組みます。

◆総合的な健康づくりの推進

計画の総合的、効果的な推進及び進行管理を行うため、健康みま21策定委員会を母体とした**健康づくり推進協議会**を持ち計画の推進に取り組みます。



3. 計画の進行管理と評価

この計画は、5年後を目標年度とし評価を行います。

計画の円滑な推進を図るために、毎年取り組み状況を把握し、平成24年度(2012年)には市民アンケート調査等により計画の分析・評価を行います。